

国立大学法人東京医科歯科大学歯学部内講師選考規則

〔令和6年2月29日〕
規則第20号

（趣旨）

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学歯学部にとって必要な人材を確保し、活躍の機会を与えるために、歯学部又は病院（医系診療部門を除く。）の助教（特定有期雇用職員を除く。）のうち、歯学部の教育、研究又は病院の診療上、特に必要と認められる者に対し、国立大学法人東京医科歯科大学歯学部内講師の名称を付与することとし、選考については、この規則の定めるところによる。

（選考の基準）

第2条 歯学部内講師の名称を付与できる者は、現在助教として3年以上専攻分野について教育、研究又は診療に従事し、かつ、本学の講師と同等の資格があると認められる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、歯学部長が特に必要と認めた者については、歯学部内講師の名称を付与することができる。

3 その他、歯学部内講師の選考について、必要な事項は別に定める。

（選考の方法）

第3条 歯学部内講師の選考は、歯学部教授会の議に基づき、歯学部長が行う。

（呼称）

第4条 歯学部内講師として選考された者は、歯学部内講師と称することができる。

2 歯学部内講師の名称を付与された者は、これに紛らわしい名称を使用することはできない。

（付与の期間）

第5条 歯学部内講師の名称付与の期間は1年とし、更新を妨げない。

2 前項の場合において、名称付与の期間は当該年度を超えることはできない。

（文書による明示）

第6条 歯学部内講師を称せしめる場合には、別紙様式の文書にその旨を明記して本人に了知させるものとする。

（付与の取消し）

第7条 歯学部内講師の名称を付与された者が第2条第1項に定める要件を満たさなくなった場合は、付与を取り消すものとする。

2 歯学部長は、歯学部内講師の名称を付与された者が国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号）第43条に定める懲戒の事由に該当する行為があったと判断した場合は、教授会の意見を聴いて、歯学部内講師の名称付与を取り消すことができる。

附 則
この規則は、令和6年4月1日から施行する。



(氏 名)

国立大学法人東京医科歯科大学歯学部内講師の名称を付与する

付与の期間は 年 月 日までとする

年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学歯学部長